

【判例ID】 29059189
【裁判年月日等】 令和2年2月12日／東京地方裁判所／民事第43部／判決／令和1年
（ワ）26139号
【事件名】 発信者情報開示請求事件
【裁判結果】 認容
【裁判官】 加藤靖之
【出典】 D1-Law.com判例体系
【重要度】 —

■29059189

東京地方裁判所

令和1年（ワ）第26139号

令和02年02月12日

（住所略）

原告 株式会社アイ工務店

同代表者代表取締役 A

同訴訟代理人弁護士 酒井康生

同 利光伸宙

同 細井南見

同 藤原成和

同 小松原崇史

同 畔柳泰成

東京都（以下略）

被告 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

同代表者代表取締役 B

同訴訟代理人弁護士 五島丈裕

主文

- 1 被告は、原告に対し、別紙「発信者情報目録」記載の情報を開示せよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、インターネットの電子掲示板への投稿により名誉権を侵害されたとする原告が、当該投稿をした者に対する損害賠償請求権の行使のために必要であると主張して、被告に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「法」という。）4条1項に基づき、上記投稿に係る発信者情報の開示を求める事案である。

1 前提事実（後掲各証拠（枝番のある書証については特記しない限り全ての枝番を含む。以下同じ。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（1） 被告は、電気通信事業等を営む株式会社であり、別紙「投稿記事目録」記載のアイ・ピー・アドレスの管理等を行なっている経由プロバイダである。（弁論の全趣旨）

（2） 注文住宅・一戸建てについての情報が投稿されるインターネット掲示板「C」

の「アイ工務店の評判ってどうですか? (総合スレ)」と題するスレッド (以下「本件スレッド」という。) に、氏名不詳者が、別紙「投稿記事目録」の「IPアドレス」欄記載のアイ・ピー・アドレスを用いて、「投稿日時」欄記載の年月日及び時刻に、「投稿内容」欄記載の投稿 (以下「本件投稿」という。) をした。(甲3、4、弁論の全趣旨)

(3) 原告は、建築工事等を目的とする株式会社である。(甲1)

2 争点

(1) 本件投稿と原告の同定可能性

(原告の主張)

本件スレッドの冒頭には、原告の会社名、所在地及び公式サイトのURLが明確に掲げられており、本件投稿と同時に表示されることから、本件投稿の閲覧者が原告について述べた投稿であると認識することは容易であり、本件投稿には同定可能性が認められる。

(被告の主張)

争う。

(2) 本件投稿による権利侵害の明白性 (法4条1項1号)

(原告の主張)

本件投稿は、原告の社長が、前職在籍時に協力業者から金銭を巻き上げた上でこれを横領し、かかる金銭を元手に、会社 (原告) を立ち上げた事実を摘示するものである。本件投稿の閲覧者は、原告が犯罪者によって経営されている会社であり、その成り立ち自体からして犯罪行為によって設立された会社であると認識するため、原告が極めて反社会的でかつ信用することのできない会社であるとの印象を受ける。

したがって、本件投稿が原告の社会的評価を低下させるものであることは明白である。

また、違法性阻却事由の存在を窺わせる事情は存在しない。

(被告の主張)

ア 本件投稿は、原告の代表者個人がした行為について、突然横領したお金で設立したなどと結論のみを内容とする抽象的なものである。本件投稿によって、一般読者が、実際に、原告が代表者の横領した金員で設立されたものであると信じるものではなく、本件投稿が、民事上不法行為を構成する違法性を帯びる程に原告の社会的名誉を低下させたということとはできない。

イ また、原告は、本件投稿について違法性阻却事由が不存在であることを主張立証しなければならない。

第3 争点に対する判断

1 争点 (1) (本件投稿と原告の同定可能性) について

証拠 (甲1、3) 及び弁論の全趣旨によれば、本件スレッドの冒頭に表示され、かつ本件投稿と同時に表示される会社名及び公式サイトのURLは原告のものと一致していると認められる。

したがって、一般的な注意と読み方をもって本件投稿を閲覧した場合、原告を対象として記載されていることを認識し得るというべきである。

2 争点 (2) (本件投稿による権利侵害の明白性) について

(1) 前提事実 (2) によれば、本件投稿は、原告の評判について投稿される本件スレッドにおいて、原告の代表者が前職において協力業者から保証金名目で取得した金員を横領し、同金員を原資に原告を立ち上げた旨摘示するものと認めることができる。そうすると、本件投稿を閲覧した一般読者に、原告の代表者が犯罪を行い、それにより得た金員で原告を設立したという印象を与え、原告の社会的評価を低下させているというべきであるから、原告の名誉を毀損している。これに反する被告の主張は採用することができない。

(2) そして、証拠 (甲5、6) 及び弁論の全趣旨によれば、本件投稿につき違法性阻却事由を窺わせるような事情は存在しないことが認められる。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は理由があるからこれを認容することとして、主文のとおり判決する。

民事第43部

(裁判官 加藤靖之)

別紙(省略)